

令和3年度 第3回富田林市補助金等検討委員会 会議録要旨

総務部行政管理課

- ◆日 時: 令和4年1月24日(9:55~11:15)
- ◆場 所: 富田林市役所 3階 庁議室
- ◆委 員: 別紙のとおり
- ◆事務局: 谷口、阪谷、北村、上久保、井上
- ◆開催形態: 公開(傍聴人3人)

| 発言者 | 概 要 |
|------|--|
| 事務局 | <p>はじめに</p> <p>◆委員会(議事録)の公開・非公開及び配布資料の取扱い</p> <p>・定刻前ですが、令和3年度第3回富田林市補助金等検討委員会を始めさせていただきます。前回に引き続き、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の委員会につきましても前回と同様に会議を公開する形で開催させていただきたいと考えていますが、傍聴希望人の方にご入場いただいてよろしいでしょうか。</p> <p>→(異議なし)</p> |
| 事務局 | <p>・ありがとうございます。それでは、委員の皆様におかれましては、しばらくお待ちいただきますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">>>>>> 傍聴人 入場 <<<<<<</p> |
| 事務局 | <p>◆開催要件</p> <p>・改めまして、会議の方を進行させていただきます。</p> <p>始めに、本日の会議につきましては、委員総数の半数以上のご出席をいただいておりますこと、本会議設置要綱に規定された委員会の開催要件を満たしておりますことを報告させていただきます。</p> |
| 事務局 | <p>1. 補助金等の見直しの必要性について</p> <p>・それでは、事務局で作成しました資料を基に説明させていただきますが、会議の進行につきましても、久委員長よりお願いいたします。</p> |
| 久委員長 | <p>・どうも、おはようございます。</p> <p>本日も様々なご意見を賜りながら、これまでの議論を少しまとめていただき、委員会のまとめの方向に向かいたいと思いますので、事務局で整理いただいた資料に基づきまして、会議次第の1、補助金等の見直しの必要性について、議論をさせていただきたいと思っております。それでは、資料の説明を事務局からよろしくお願いいたします。</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>・行政管理課の上久保です。よろしくお願いします。</p> <p>まず初めに、配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>お配りしました、第3回補助金等検討委員会会議資料になりますが、資料がお手元にない場合はお申し出ください。</p> <p>資料は、インデックスの資料⑩から⑮までを配布しております。</p> <p>まず初めに、資料⑩、補助金適正化の見直しの方向性をご覧ください。</p> <p>本委員会は、全5回を予定しており、実質議論ができるのが、今回の第3回と、次回の第4回の2回になる見込みです。よって、議論を行いやすいように、補助金適正化を行うにあたっての方針として、この資料⑩でお示しています項目1から6までを、議論の対象として列挙しております。</p> <p>この項目については、前回の委員会にてお配りした資料④の同名の資料、適正化・見直しの方向性についてを、前回の委員会での議論や指摘事項を基に、事務局で再構成したものとなっております。</p> <p>今回、第3回目で資料⑩の項目1から3まで、次回、第4回目で項目4から6までと、項目を半分ずつに分けて議論していただくというのが、時間配分的な目安になるかと考えております。</p> <p>今回の委員会で、項目の1から3の内容について議論していただくにあたり、事務局にて用意した資料が、資料⑪A3横長のものになります。</p> <p>この資料⑪は、平成25年以降に新設した補助金を事務局案で分類したのとなっております。資料⑪のベースになっているのは、前回に配布した資料⑤の新規補助金一覧です。</p> <p>前回の委員会にて、直近で新設された補助金というのは、現在のニーズに沿って創設されたものであり、新規補助金を分類分けすることで、補助金の目的が見えてくるとのご指摘をいただきました。</p> <p>また、補助金と一括りになっていますが、ワクチン接種等の助成金も混在していることから、この点も踏まえて、改めて整理を行いました。</p> <p>資料⑪において、事務局にて、新規補助金の分類分けについて検討した内容をご説明いたします。</p> <p>なお、この資料を作成するにあたり、各補助金を事務局で暫定的に分類しておりますが、明確な定義を行っておらず、仮のものである点についてはご了承いただきたいと思います。また、分類の名称についても、現時点での仮の名称として、便宜的につけておりますので、方向性が固まれば、改めて名称等は検討する方法です。あくまで分類のイメージを掴んでいただくためのものであるとお考えください。</p> <p>それでは分類について説明させていただきます。</p> <p>まず、民間施設の建設など、投資的な補助金や、新型コロナウイルス感染症対策の補助金につきましては、臨時的な制度ということで、この表の中で黒の網掛けをしております、分類から一旦除外しております。</p> <p>次に、左から2列目、色で言いますと、薄い紫色で分類しているのが、助成金となっております。</p> |
|-----|--|

ります。

ここで補助金と助成金の違いを説明しますと、この表の下のところ、同じく薄い紫色で色をつけた箇所に記載してありますが、補助金というのは、補助の目的があり、事業者から申請があり、それを審査して、完了すれば、履行確認をした上で、基準を満たしていれば、補助金が支給されるというものになってます。対して、助成金は要件を満たしていれば、審査等はなく、原則として支給されるもの、という違いがございます。

これまで本市の補助金制度では、補助金も助成金もすべて同じ基準で判断しようとしていたため、議論する際になじまない面がありましたので、明確な基準を設けようと考えております。

続きまして、補助金を分類する上で、これまでとは異なる基準として、性質的な分類という基準を設けました。表で言いますと、左から3列目、分類の名称としては、奨励的補助と支援的補助の2つを設定しております。緑色に分類したものが奨励的補助、オレンジ色で分類したものが支援的補助となっております。

表の一番下、黄色で色分けした制度的補助という分類もございますが、こちらについては後程ご説明しますので、ここではまず2つの分類ということでお考えください。

この分類を図で示したものが、資料⑫となっております。

先ほどの表の色分けと対応しており、図の上半分、緑色が奨励的補助、下半分は支援的補助となっております。

この分類の奨励的補助は、市の政策に合致しており、一層推進していくものというのが、この分類となっております。対して、支援的補助は、経済的に困窮してる人や、金銭的に困っている方への支援など、これまでの個人給付や助成金的な性質のものが多く含まれております。

資料⑪に戻っていただけますでしょうか。補助金をさらに分類分けする基準として、実施主体による分類という基準を設けています。表で言いますと、左から4列目、実施主体による分類としては、行政と民間という区分を考えております。

ここで言う、行政とは、本来行政が実施するものと定義しており、民間とは、事業者または個人が自発的に実施するもの、と定義しております。

先ほどの性質的な分類と、この実施主体による分類を組み合わせたものが資料⑬の図となります。

縦軸は性質別、横軸は実施主体を表しており、補助金がそれぞれ図の、①から④のどの領域に入るかによって、分類をしています。例えば、右上の領域②に入るものとしては、本来行政がすべき、市の施策に合致する事業であり、現在の補助制度では、多くが委託的補助と位置付けられているもので、今後、業務委託へ移行していくことを検討しています。

この4分類に当てはまらないものとして、国等が主体となり、市に裁量権が少ない制度的補助があります。先ほどの分類で言いますと、黄色で分類していたものになります。

これについては、これまでの枠組み、そのままの存続と考えています。また、現在残っている団体補助につきましては、前回の委員会でもご指摘があったように、設立に行政が関

わり、公共的役割を担っていることから、他の補助金と同じ基準で議論を行うことになじまないため、この図では分類を行わずに、別に整理するべきではないかと考えております。

資料⑪に戻っていただけますでしょうか。

ここまで説明した内容をまとめたものが、資料⑪の一番下の補助金の新しい分類という箇所になります。

列挙しているもので、行の先頭に丸印がついているものが、今後の新しい分類とするもの、バツ印がついているものが現在の補助金の分類からなくなるものを表しております。

各補助金をこの新しいタイプに分類して、その上で補助金適正化の取り組みを進めるというのが、前回いただいた意見から見えてきたところです。

初めに説明しました資料⑩の補助金適正化・見直しの方向性に戻っていただいでよろしいでしょうか。

ここまで説明しました補助金の新しい分類が、項目の1から3に対応しており、項目の1、補助目的・目標を具体的かつ明確にするというところが、補助金を性質別に捉えて判断するところ、項目2、社会情勢の変化に対応し市民ニーズに合致した補助金の制定改廃を行う、が補助金を実施主体別に分けるというところに対応しております。項目の3、補助金の性質を踏まえた適切な制度・歳出科目への変更というのは、補助金を分類した後、適正化していくにあたっての方法性というふうにならざるを得ない対応しております。

以上が、あくまで事務局の案としてではありますが、取りまとめしたところであり、新しい補助金の分類については、以上の説明となります。

あと本日配布しました、残りの資料につきましてもこの場で説明させていただきます。

資料⑭につきましては、これまでの委員会での議論を踏まえて、事務局で考えた委員会の提言書の構成案となっております。委員会での意見を最終的にまとめるにあたっての、目次に相当するものの案となります。

項目の1、2、3につきましては、これまでの委員会の中で議論したものと、事務局から説明したものとなっております。

項目4の内容につきましては、先ほど説明しました資料⑩の項目1から6に対応しております。

これからの議論の内容をここに盛り込んでいくという形になっております。

今回、次回と、委員会として議論できるのが2回になるかと思っておりますので、この構成案で全体像のイメージをしていただければと思います。

続きまして、資料⑮についてですが、前回の委員会にて、国等の補助制度に市独自で上乗せしている補助金があれば、調べて欲しいとの依頼がございましたので、各補助金の所管課に照会しましたところ、5つの補助金が該当しましたので、一覧にしております。

事務局としましても、調査を行う前にはもっと該当する制度があるかと思っておりましたが、意外と少ないという印象を受けております。

補助金の内容としましては、市が推進する施策に合致する事業で、国制度等では賅えない自己負担をさらに軽減し、一層事業を推進するものとなっております。

最後に、前回にお配りした資料⑧についてですが、こちらは市議会や監査等での補助

金に関連する指摘事項についてまとめたものとなっておりますが、この資料の中で表の回答が空欄になっているものについて、何か回答等があったのではないかとご指摘をいただきましたので、改めて確認をさせていただきました。

事務局で確認しましたところ、空欄になっているところは、議会や監査からの指摘事項ではなく、それぞれの意見ということでしたので、これに対して、事業担当課からの直接的な回答などはないということでしたので、本来であれば、空欄のままではなく、該当がないということで回答欄に斜線を引いておくべきだったのですが、資料作成時、そこまで踏み込んで作成できていませんでしたので、誤解を招くこととなってしまい申し訳ありませんでした。回答がなかったというわけではないことを確認しております。

本日お配りした資料について、事務局からの説明は以上となります。

それでは、議事進行を改めて久委員長にお返ししますので、よろしく申し上げます。

久委員長

・ありがとうございます。今日は具体的には資料⑪、⑫、⑬、この辺りが1つの対象になると思います。只今の説明内容も踏まえまして、何かご質問、ご意見などございましたら、いただければと思います。委員の皆さん、いかがでしょうか。

私からまず口火を切らせていただきますが、資料⑬の左側部分をまとめたものが資料⑫だと思っておりますので、この資料⑬が一番全体の整理ができていないかと思っておりますので、これを参考にお話をさせていただければと思いますが、基本的にはこの縦横軸で整理をしていただくと、非常によく分かるかなと思います。ただ、言葉として、今まで色々なものを補助金と呼んできた部分を整理しないといけないと思っているのですが、そこがもう少し表面に出るようになれば、この資料⑬がより説得力がついてくるのかなと思います。

おそらく資料⑩の適正化・見直しの方向性の項目1は、何でもかんでも補助金と呼ばないでおこうというのが、一番最初であれば、より分かりやすいのかなと思いますが、そういう意味では資料⑬の右上ですね、ここは所謂、委託と呼ぶべきところで、右下が助成と呼ぶべきところなので、残りの左側を補助と呼ぼうというように、ここで整理ができるというように理解しました。この辺りが上手く説明できていると、資料⑬だけで我々の議論や今後の方向性を的確に表せるのではないかと思います。

もう一つは、資料⑬の左側2つについてですが、まだ少し分かりにくいのは、奨励という言葉で、私の理解では、左上にある部分は、行政と民間、市民の協働の部分ではないかなと思います。右側は、委託や助成と呼んでいる部分で、これは行政が専ら、お金を使って実施すべき仕事なんですけれども、左上の①で書かれている部分は、行政も民間も実施するということいわゆる協働の事業であると、協働なので市の応分の負担が、経済的にもいるだろうということで、事業としては民間とか市民の方に実施していただくんですけども、それに対して、市も応分の負担をするということなのかなと思うんですね。そういう意味では、奨励というよりも何か協働としての応分負担というような位置付けではないのかなと理解しました。

左下がいわゆる経済的、或いは、福祉的な名目で、本来、市民の方が自らお金を使って実施していただかないといけない事業ではあるが、それを応援しようということの補助

| | |
|------|---|
| | <p>金である、と理解したんですけれども、また、その辺りも参考に、最終的に文章化、或いは、言葉の表現を調整していただくと、より分かりやすくなっていくのではないかなと思いました。私の方からは以上ですが、これに関してでも結構ですし、他の観点でも結構ですので、ご質問、ご意見などございましたら、お出しただければと思います。</p> |
| 佐井委員 | <p>・資料⑬の③と④の違いというのが、個人的にもう一つはつきりとしていないのですが、もう一点、①は、行政と民間が協働していく部分ではあるが、将来的には、NPO法人や市民の方などが、自立して活動できるように立ち上げ支援をするという意味なのか、それとも恒久的に市が応分の負担をしていくという意味なのか。</p> |
| 事務局 | <p>▶本来、行政が実施すべきものと民間が主体的に実施するものということで表記させていただきましたが、事務局としましても具体的に新規の補助金を資料⑬と⑫で当てはめた際に、まだ明確に線引きができるものではないかなと考えているところはございます。</p> <p>事務局のたたき案として、当てはめてみたら資料⑬や資料⑫のようになったという中で、分類分けをすることによって、見直しの方向性やターゲットを絞りやすいかなというところで作成させていただきました。</p> <p>協働から自立へという点については、市の施策は、時代とともに変化するものであり、市の施策の注力すべき点や自立の観点など、その分野に入ることによって見直しのターゲットが決まってくるということで分類分けをした上で、どのような見直しを行っていくのかという議論になればいいのかなと考えております。</p> |
| 久委員長 | <p>・資料⑬の分類軸がしっかりとできれば、おのずと資料①の分類というのが見えてくるのかなと思いますので、まずは資料⑬の分類について、しっかりとした基準を定めておくということが重要ななと思いました。そういう意味では、先ほど、ご指摘いただいた①、③、④の括り方、分類の軸というのが、まだ分かりにくい部分になっているのかなと思います。</p> <p>私は協働の分野で仕事をさせていただいて、いつも言うことですが、本来の協働というのは、共に手を携えてやる仕事ですので、市もやらないといけない部分が、分かりやすく言えば半分あるんだろうと。だから、それに対して、年限を限って、補助を打ち切る、自立を促すというのはおかしいのではないかと考えています。</p> <p>それをやるならば、ここで言うところの③の所謂経済的或いは福祉的補助の内容が、またいくつかのタイプがあるんだろうなと思いますので、少しこの辺り、特に③の補助金の意味というものが複数あって、これが上手く整理できれば、所謂補助金のあり方の検討ということになっていきますので、この辺りをもう少し上手な整理の仕方があればいいのかなと思います。また、事務局の方でも検討いただければと思います。</p> |
| 藤委員 | <p>・資料⑬についてですが、①のところは負担金的要素が強いのではないかなという気がしています。</p> <p>③は今まで補助金ということまで言ってきたところで、ここはやはり補助金と助成金と給付金という、3つの名称的なものが入ってくるのではないかなと思います。</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>④は、行政が本来やるべきところを民間の方でやっていただくということになれば、税の配分的な要素があるのではないかと思いますので、どちらかと言うと交付金ということで、堂々、行政に代わって、地域もしくは団体の方でお願いしたいというような分け方でも考えられるのではないのかなと思います。</p> <p>そういう分け方をした上で、資料⑩適正化・見直しの方向性というのが、これは具体的な補助金や助成金、給付金、交付金などをどのようにしていくかということだと思いますが、出来れば、基本的な考え方として、工事請負なんかのところ、民間の企業に出す時に、まず登録をしてもらうという、要するにその企業が本当にその仕事ができるのか、資格を持っているのか、その体制や資金力があるのかというようなことを審査した上で、行政が出そうとする仕事に応募していただく。その中で、行政の方が審査して、指名をして、入札にかけるという手続きがあるんですけども、それとよく似たことを、基本的な考え方としてみたらどうか。それで、その団体の方がもし組織的に作り上げてくるのであれば、その団体の会員の方とか、もしくは、会費とかいうものをもって、その会が運営できるのか、独立できるのかどうかということを基本に置いた上で、補助をすとか負担金を出すとかいうことを考えた方がいいのではないかと。ちょっとここにはない前段の審査ですかね、そういうものをした上で、その会員さん自身に市の方で登録をし、行政として何かお願いする時には、提案型とかいうなものを出していただいて、そこで再度、審査をした上で、補助にするか、負担にするか、もしくは交付にするか、給付金にするか、そういうことをこの資料⑩にある6項目の中で審査してみてもどうかと思います。</p> <p>補助金という表現を一言で言ってしまいますが、中にはやはり相当意味の深い内容が出てきているような、今日、委員長をはじめ、各全体が聞かれてですね、そういう分け方をした方がいいのかなと、私なりに考えたことを申し上げましたので何かまたご意見があれば。</p> <p>・前半部分は、恐らく私もご指摘をさせていただいた、言葉遣いとして、きちんと伝わるような名称にしていきましょうということで、今いただいたのは、交付金という名称もあるのではないかとということかと思えます。</p> <p>後半部分は、事業の評価をするときに、どのような視点や基準というのが必要なのかということで、様々ご意見を賜ったのかなと思います。それと協働の相手をどのように選択するのかという基準のところもより明確になった方がいいのではないかとご指摘かと思えますので、この辺りも参考にさせていただければと思います。</p> |
| 久委員長 | <p>・資料⑫の子ども食堂補助金というのは、資料⑬の③の項目に入るという理解でいいですか。</p> |
| 土井委員 | <p>・資料⑫の子ども食堂補助金については、事務局でも様々考えて、一旦分類分けしたものを定義が決まっておらず、明確にできないので、一旦外したこともあります。当初の考えとしては、子ども食堂補助金は本来行政がすべきもので、かつ、福祉的経済的支援という意味合いで④に入れておりました。</p> |
| 事務局 | <p>・資料⑫の中でも、子ども食堂補助金は難しいなという気がします。子供の居場所づくりや</p> |
| 土井委員 | |

久委員長

貧困、人権の保護という形から考えて、実際には行政が必ずやるべきことなのかなと思っ
ている部分もありますが、ここでは民間が主体という枠に入っているので、この辺り、迷いが
ある項目が担当課として、どうしても出てくるのかなと思います。かねてから議論しているよ
うに、行政がやるべきことであれば、大きな枠で言うと委託ということも考えられるのかなと
いうところもありますし、ボランティア団体さんが本当に自分たちの力でやるということで、ク
ラウドファンディングを行ったりとかでも考えられることであれば、民間ということもあります
し、この辺りすごく曖昧な基準というのが必ず出てくると思うので、そこを細分化できるのか
どうかというところは、担当課にすれば、すごく難しいので、資料⑬の4つの枠で本当にいい
のか、この枠の中に入らない部分に対して、どうしていけばいいのかなというところは、こども
食堂補助金に関しては疑問があるのかなと。

あと、資料⑬の①の中で言うと、家庭用燃料電池設置補助金というのも、奨励的補助
というのは確かにそうなんですけれども、これは1回限りのイニシャルコストとして補助する
ということで、継続的にするものではないという考えでいいのかなと思いますので、この辺りは
官と民の協働という立場でいくと、もう少し明確な目的や内容というのを定義してもらう方が
分かりやすいのかなと思います。

・その辺りがぶれないように資料⑬をしっかりと作り、こういった観点で自分たちの補助金事
業を見直してくださいというところを示すことが、我々の委員会の仕事かなと思っています。

その後、それぞれの担当課が、来年度以降、資料⑬で示した4つの分類のどれに本当
に当てはまるのかということがぶれないように、しっかりとこの委員会で作っておくことが重
要かと思います。

先ほどの土井委員のお話をお聞きしていて、こども食堂補助金が一番分かりやすいと思
います。これは私も福祉の仕事を一方でさせていただいており、市によっては、補助でやっ
ているところと、委託としてやっているところがありますので、ここは所謂グレーゾーンになっ
ていて、市がこども食堂に対して、どのように関わっていけばいいのかという、市側の姿勢によ
って、委託になっているのか補助になっていくのかということが決まっています。

私としては、どちらでもあり得るのかなと思っていまして、これは市としてどう捉えるのか、
ということかと思しますので、そこはしっかりと考えて、本市ではこのようにしているんですよ
ということがお返しできて、協働という意味でいえば、民間や市民の方が納得していただい
ければいい話かなと思っています。

他にも類似事業があつて、私がお手伝いをした、とある市では、労働者として来日される
方が多くいらっしゃると思いますので、日本語がまだ流暢ではない方に対しての日本語教室をや
りたいと申し出があつた時に、私は市民活動の助成の審査会の中で、これはもしかすると
と、市がやるべき仕事ではないですかというような話で、これは委託の方がいいのではない
でしょうかと投げかけさせてもらったことがあります。

そういう意味では、先ほど土井委員からご指摘いただいた内容というのは、こども食堂補
助金以外にも、本来は市がやるべき仕事なのか、民間がやるべき仕事なのかというのは、
いくつもグレーゾーンがあつて、この辺りをきちんと議論ができるような叩きの基準というの
をしっかりと我々の委員会が作って差し上げるということがポイントですね。

| | |
|--|---|
| | <p>後半部分の話も色々あります。家庭用燃料電池設置補助金だけではなくて、例えば、下水道を整備した際の水洗化の補助金であるとか、或いは、ブロック塀を生け垣にするための補助金であるとか、所謂個人的な負担の支援というのが、本来、これはどっちが持つべきお金なんだろうかということのご指摘だったと思います。</p> <p>これも様々な考え方があって、こういう軸で考えてくださいというのを、きちんとお示しをするというのがポイントかなと思います。</p> <p>具体的な話をすると、私の専門領域の一つとして、街中に緑を増やしたいので、生け垣をどんどん増やして欲しいという願いをかつてからしているわけですね。</p> <p>生け垣をすると緑化になるということなんですけれども、これは本来、市民の方々が自分の町をより緑で美しくしようということで、自分たちのお金でやっていただくことが本来であると考えた時は、別に市がお金を差し上げることはないと思います。</p> <p>しかし、市が応援して、差し上げることによって緑化が進むのであれば、所謂ここで言うところの奨励の部分で、英語でよくインセンティブと言いますけれども、そういうような市がお金を差し上げることによって、この事業がどんどん市民に広がっていくという意味があるのであれば、将来的な意味としてお金を出していくということがあると思います。</p> <p>先ほどご指摘いただいたように、色々なところにグレーゾーンがありますが、その辺りを一定の理屈を担当課の方で考えていただいて、市民の方や民間事業者と話し合っ、お互いが納得すればいいというように、私はいつも理解していますので、もう一度、この資料⑬を上手く使いながら、その辺りの理屈をきちんと考えられるような、叩きの基準ができればいいのかなというふうに感じました。</p> <p>事務局 ➡ すいません。資料の内容で1点補足になりますが、資料⑫と資料⑬なんですが、資料⑫は、あくまで性質別ということで奨励的補助と支援的補助を分類してるものであるということで、例えば、同じ奨励的補助の緑色の中でも左右に分けているというのは、この資料⑫の中では位置付けはないということになっています。</p> <p>次の資料⑬を見ると、つい対比させてしまいますが、資料⑫の左上にあるので、資料⑬の中では①に入るかという、そういった訳ではないというふうになっています。元の説明がなかったので、おそらく今、資料⑫と資料⑬、この例で挙げている補助金はそこに入るのかなというような捉え方をされているかもしれませんが、補足として説明させていただきます。</p> <p>久委員長 ・私が冒頭にざっくりと申し上げたように資料⑬の左の2つが資料⑫になっており、そこに具体的な事業が並んでるという理解でよいのか。</p> <p>事務局 ➡ 仰るとおりです。</p> <p>久委員長 ・先ほど申し上げましたように資料⑫に入ってるものを資料⑬の左側に並べていただいた時に、先ほど土井委員がお話いただいたように、もしかするとこれは資料⑬の②のところに入っていき事業ではないかとか、本来補助金も必要でない事業ではないかとか、様々出てくると思いますので、この資料⑬を、市、或いは、市民、民間事業者と共有できて、これは左ではないのか、右ではないのか、右上ではないのか、というような議論ができる道具</p> |
|--|---|

| | |
|-------------|--|
| <p>中川委員</p> | <p>として、上手く資料⑬が使えるようになっていけば、分かりやすくなるのかなというように思いました。</p> <p>・今、委員長が仰られたことに付言して、感じたところですが、例えば、資料⑬の③に当たるのかどうかを具体的に来年度以降、担当課の方で分類していく際に、民間事業者は要するに補助なり交付の対象だと思いますが、それが特定しているところであればいいのですが、私が少し関与した空き家の除却費用というのは、これ極端に言えば、相続人のいない空き家をどうするのかという問題を、今、裁判所や弁護士から議論してるわけで、そういうところは、協議する相手がいないので、市が決めていただかないといけない。</p> <p>これはもう早晚増えていくので、放っておくことはできない。環境的にも福祉的にもそうだと思うんですけど、その辺りどうしたらいいのかなと。ちょっと、答えを用意せずにお話しますけど。</p> |
| <p>久委員長</p> | <p>・この辺りは、もう協議ができないので、市が独自の判断で進めざるを得ないのかなと個人的には思いますし、その時に公金を使っているわけですから、一方で市民の方にきちんと理解できている理屈があるかどうかというところが、今度はポイントになってくるのかと思います。</p> <p>そこを判断していただくのが多分議会だろうと思うんです。市民の代表たる議会であり、これが適正かどうか、執行が適正かどうかということと一緒に判断していただくということですよね。その執行が妥当かどうかというのは、監査委員に行っていただくという手筈になっていくのかなと思います。</p> |
| <p>佐井委員</p> | <p>・明確にはなっていないのですが、経済的、福祉的な補助、いわゆる支援的な補助に関して、例えば、子ども食堂補助金というのは、特定の個人を対象にしたものではなくて、やはり社会全体の福祉というんですけれども、中には、水洗便所改造工事や家庭用燃料電池設置補助、ブロック塀撤去など、これは完全に特定の個人のものですよね。</p> <p>だから先ほどお話いただいたんですけれども、こういったものは補助金として、それが適正かどうかということをご議論すべき内容なのか、所謂、もう給付金になるのか、それも大体1回限りみたいな感じですよ。ただ、ここで議論すべき内容というのは、やはり個人的、個人に対する補助というのは、不妊治療がどうか不妊症とかその国の制度に沿って、こちらプラスアルファしていますけれども、それはもう政策としても市の方で決めていただくものなのかなと、何かそこを私たちは公共のために活動していただくその補助金ですよ、ここで議論すべきは、と思うんですけれども。</p> <p>だから分かりやすいんですけれども、先ほど最初に出てきたように、委託すべきものはここからの議論からは外すと、これはもう委託契約か何かできちんと行ってくださいと。</p> <p>ここで議論の対象とする補助金はここですよ。補助金っていう名前は使ってるけど、実際は先ほど言ったように、交付金なのか、給付金なのか、支援金なのか分かりませんが、少し線引きをしないと何か議論がいつになっても収束していかないような気がします。</p> <p>とにかく何でもかんでも補助金ということで、色んなものをごた混ぜにしないで欲しいとい</p> |

| | |
|-------------|--|
| <p>久委員長</p> | <p>うのが、すいません。</p> <p>・その辺りは、おそらく資料⑬の左下③のところに、色々なタイプや名目の補助金が入ってきますよねというところの整理を上手くしていただきますと、先ほどの佐井委員のお話が、より明確になってくるのかなと思います。</p> <p>その時に、私も少し気になってるのが、①で既に奨励という言葉を使っていますので、ここが誤解を招いてしまうので、ここの奨励は実は、③のところの1つのタイプとして奨励があるのかなと理解してます。</p> <p>例えば、先ほどご指摘いただいたような、年限を切って自立を促すための補助金というのまさしく奨励ですよ。ここから頑張ってくださいね、でも3年とか5年限りで補助金を打ち切りますから、あとは自分たち頑張ってください、という意味での奨励的な補助というのが1つタイプとしてあります。</p> <p>こども食堂補助金が恐らくここに入っていくという名目は、1つはそこだと思うんですね。最初の立ち上げは苦しいでしょうと、地域でいろいろ工面をして、きちんと地域で回れるようにしていただきたいんだけど、最初の数年は、市も一緒に応援をさせてもらいましょうということであれば、ここでの③に入りますし、いや、それはもう市がやるべきことを肩代わりしてくれているんだろうという名目であれば、②に入っていくという形があると思います。</p> <p>それからもう一つ、先ほどの家庭用燃料電池設置補助金であったり、太陽光発電パネルであったりというようなことで言うと、本来、社会的にこういった事業は広めていきたいのですが、なかなかそれを待っても広がらないので、所謂、社会的にインセンティブとして、広げていくための最初の突破口として、市がお金を差し上げるというようなこともあろうかと思しますので、ここの③に入る名目を上手く整理をしていただくと、いくつかのタイプが見えてくるのではないかなと思いますし、もう既にこの③に当てはめている事業を上手くグルーピングしていただければ、その背景に、目的というのが複数あるところが見えてくるので、その辺りの作業と一緒にさせてもらえれば、上手く説明がついてくるのかなというように思いました。</p> |
| <p>藤委員</p> | <p>・団体の方が市の補助金がなかったら困るのか、それとも、市がその団体の方がいなければ、住民サービスをする上において困るのか、その辺りを少し整理したほうがいいのではないかなと思います。その判断をしようと思うと、やはり、市が今お持ちになっている総合計画として何をすべきなのかということが表に出てくればですよ、今の、市や職員で、もしくは、市の財源、その市の施設で、機械で情報で、そのことはどこまでできるのか。</p> <p>しかし、それを助けてくれる団体の方がいるのであれば、その団体さんに支援をするのか、負担金として共同でやるのか、もしくは補助にするのかということは、時代が決めてくれると思います。</p> <p>今の時代であれば、民の方が強いかわからないですが、5年10年経過すれば、公の方に近づいてくる仕事かもしれない。そういったことを、今どこかの時点で、これは民に近い、これは公に近いということを、今の時点で整理していても、10年経過すれば、公の方に来的のか、民に来るのか、そういったものをやはり時代が判断してくれるし、その判断の中に</p> |

| | |
|-------------|--|
| <p>久委員長</p> | <p>なければならぬことですし、上の奨励的ということで一時的かどうかというか、奨励して上手くいくようになれば、ひとり立ちというようなことで言うと、この自主防災組織研修補助金というのは私あまり詳しくないんですけども、ずっと続きそうな感じがしますし、つまり、何が言いたいのかというと、上も下もどちらも市の政策といえば政策で、委員長が上の方を奨励でいいのかなと仰っておられてるように、もう少しいい言葉に上下を分類分けしないことには、後々、各々がどこまで続けていくのかという議論をする市の当局の方でも困るというか、指針を示してあげにくいのかなという気もします。</p> <p>・今ちょうど卒業論文の季節なので、佐井委員も私も学生が資料⑬のような図を書いてきた時に、チェックする際にはいつも同じようなこと思うんですけども、上と下、或いは、左と右が同じ内容になっていないといけないんですよ。</p> <p>そういう意味では、先ほど中川委員が仰ったように上の市の施策と合致するというのと経済的・福祉的補助というのが対概念になってないということですね。その辺り、対概念になるような言葉遣いを検討してほしいということかと思えます。</p> <p>先ほど、私が申し上げたように、上はどちらかという、市が仕事として関与すべきことで、下は経済的にも市が積極的に関与する話、困っておられる方に対して、支援をする話というようになってくるのかなと思えます。</p> <p>この辺りは上手い整理の仕方、或いは、言葉遣いを一緒に考えさせていただきたいと思えます。</p> |
| <p>久委員長</p> | <p>・今日は資料⑬を作っていただいたことによって、かなり整理をした議論ができたのではないかなと思いますので、この資料⑬がいかにか上手く共有できるかというところが勝負かなと思いました。</p> <p>それが整理できると、資料⑫にあるような、それぞれの今までのお金の提供というのが、どのように振り分けられるのかというところが見えてくるのかなと思えますので、この資料⑫と資料⑬を上手く組み合わせながらやっていただければと思います。</p> <p>分かりやすいように資料⑪を今日は用意していただけてますけれども、これがあまりにも最初から表に出てしまいますと、具体的な話が気になり始めますので、まずは、資料⑬がきちんと説明できて共有できること、それに合わせて、従来の補助金と呼ばれていたものが、どこに分類されるのかというのが、具体例として資料⑪として示される、という順序の方が分かりやすくなっていくのかと思えます。その辺りの順序も工夫をお願いできたらなと思えます。</p> <p>それでは、この辺りで今日の議論はよろしいでしょうか。</p> |
| <p>久委員長</p> | <p>・資料⑭、資料⑮の話は今のところはしていませんが、資料⑭はまた次回、項目4番のところの説明が今日の議論に基づいて入ってくるのかなと思えますが、資料⑭、特に資料⑮のところでは何かご意見やご質問などございますか。</p> |

| | |
|-------------|--|
| 久委員長 | <p>・私の方から資料⑮について、この資料はきちんと担当課から上がってくる回答で整理できてるのかという確認ですが、私は国の国庫補助事業を色々と一緒にさせていただいており、国の事業の中で半分を地方自治体が負担しなさいと決められているものがありますよね。そこは上がっていないのでしょうか。</p> <p>つまり、国が言っていないのに独自に市が上乘せしているものと、国の制度の中で府や市も応分負担しなさいという事業設計になっているものと、この辺りがきちんと整理されて、各々お答えいただいているのかどうかという確認なのですが。</p> |
| 事務局 | <p>➡担当課への照会にあたりましては、この資料⑮の下に図としてパターンを2つ挙げさせていただいていますが、今仰っていただいたのは恐らくパターン①に当てはまるのかなと思います。元々、国の制度等で、法令で国負担分、府負担分、市負担分が明確に決まっているもの、これに本来であれば、市が25%など更に上乘せしているものというのを今回の調査で洗い出しておりますので、該当するものはここに上がってきており、もしここから外れているのであれば、上がってきていないので、その辺りは今回の調査ではっきりしていると思います。</p> |
| 久委員長 事務局 | <p>・逆に言えば、だからこそ、5例という非常に少ないものとなった、という理解でいいですか。</p> <p>➡仰るとおりです。調査して実際に上がってきたものが、これだけ少数でしたので、正直なところ上乘せということはしていないのかなと理解しています。</p> |
| 藤委員 事務局 | <p>・今、資料⑮を説明いただきましたが、保育所などは、超過負担と言ったらいいのですかね、国が持つべき基準額があつて、そのいくらかずつを国、府、市が負担するというようになるんですが、基準外の補助を市はしているのではないのかなと思うんですけども。</p> <p>➡実際には担当課からもこれを上げるべきかどうかという相談を受けてのお話になりますが、要綱等を確認しますと、国ができるものというのが金額的にも内容的にも限られていまして、実はこの制度は、元々、市が先進的に取り組んでいた事業で、後から国の制度ができたというものになっていまして、そこで市がやめるといった判断もあったと思いますが、国制度が蓋を開けてみるとあまり充分ではなかったということで、引き続き市も、それまでの制度を引き継いで、国は一部を出してくれるようになったので、市の負担分が減った形になっていて、残りを市が負担しているということになっています。</p> |
| 藤委員 事務局 | <p>・いえ、これ以外のところで、ここには載っていないのですが、民間保育所に対する市からの負担と補助がありますよね。恐らく、負担というのは、国基準の中の、市の持ち分だと思うのですが、補助してるということは基準外ですから、基準外補助として、こういう分が資料⑮に上がってきていないので、それはどうなるのかなと思いましたので、少し聞いてみました。</p> <p>➡不育症と保育所を聞き間違えておりました。只今の回答は事務局の勘違いとなります。申し訳ないです。民間保育所に対する補助金については、回答としては担当課から上がってきていませんでしたので、把握できていないところです。</p> |
| 久委員長 | <p>・1つの事業ではなくて、複数の事業を組み合わせ、設置を支援していこうという時は別事業の場合は、上がってこない可能性はあるかもしれないというご指摘かと思ひますの</p> |

| | |
|------------------------------|--|
| <p>中川委員 事務局 久委員長</p> | <p>で、その辺りはまた、子育て支援の担当課にヒアリングをかけていただいて、結果を教えてください。いただければと思います。</p> <p>・つまらない質問ですが、資料⑮の金額の単位は千円ですか。 ➡決算額で千円単位になっています。</p> <p>・単位が抜けているとことですので、また最終的には入れておいてください。 他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、今日はかなりまとめの方向に向かって、様々な議論ができたと思いますので、また次回は、それに沿って、議論をさせていただければと思います。</p> <p>その他ということで、今までの議論の振り返りということも含めまして、委員の皆様方から何かございますでしょうか。</p> |
| <p>佐井委員</p> | <p>・資料⑫や資料⑬のところ、最初はすごく分かりやすく分類分けしていただけたなと思っていましたが、やはり先ほどもご意見がありましたように、分類分けの上下について、市の政策と合致する、経済的福祉的補助、というのがありますが、やはり、全てが市の政策と合致して、かつ、補助金の前提である公益性があるというのは当然ですよね、だから、上にある市の政策と合致するところではなくて、奨励的な補助と、経済的・福祉的、所謂支援的な補助のように、市の政策と合致するというのは、このページ全体ですよ、下も当然、市の政策に合致してるわけであり、その時に、個人に対する補助というのも、単なる個人だけではなくて、やはり公益性があるというのが大前提ですよ。</p> <p>その辺りのところで、この市の政策と合致するという言葉は、ちょっと取り除いていただいた方がいいのかなという気がしました。</p> |
| <p>久委員長</p> | <p>・私なりに、資料⑬をどう作り変えるのかというところを考えていましたが、一旦、縦横で4つに区切ってしまうと、これを使おうとしてしまうのですが、実はこれを使わない方がいいのかもしれないなと思いました。</p> <p>つまり、まずは行政がやるのか、行政がやらないのか、行政が専らやるのか行政がやらないのかというところで左右が振り分けられる。今、資料⑬の②と④に分けられているものの分け方と、①と③に分けられている分け方が、実は意味が違うのかもしれない。</p> <p>それを無理矢理、資料⑬の図にしていまいますと、同じ意味を考えていかないといけなくなりますので、もしかすると、この縦横の4象限で、表さない方が説明しやすいのかなと思いついて、まずは2つに分けてみて、上の2つと下の2つを、違う分類軸で、分けるという方が説明しやすいのではないかと直感で思いましたので、少しその辺りもご検討いただければと思います。</p> |
| <p>久委員長</p> | <p>2. その他</p> <p>・それでは、本日はこの辺りでよろしいでしょうか。それでは、その他案件としまして、事務局の方から、スケジュールの確認等も含めてよろしく申し上げます。</p> |

| | |
|------|---|
| 事務局 | <p>▶長時間ご議論ありがとうございました。今回の委員会で事務局にいただいた宿題や課題を少し確認させていただきたいのですが、資料⑬に沿って、主たる議論がしていただけかと思しますので、多くの意見がこの判断軸を先に出してしまうことによって、迷いや基準も不明確になってくるところがあるということです。委員の皆さんのご意見を踏まえた上で、何段階にするかなど、分類の仕方を、資料⑬をブラッシュアップしたような形で一度事務局で作ってみたいと考えました。</p> <p>それを次回の委員会までにご提示させていただくというイメージで事務局の方で考えさせていただいてよろしいでしょうか。</p> |
| 久委員長 | <p>・その点で結構かと思いますが、資料⑬の①、②、④は、今後は補助と呼ばないというところが私は非常に重要で、所謂③番のみを補助と呼んで、ここを重点的にこれから議論をできるようにしてもらおうというのが、もう1つ根底にある話かなと理解してます。</p> <p>更に言えば、先ほど土井委員からもご指摘いただいたように、それができたら、もう一度今までの事業がどこの分類に入るのかということを確認しながら、その分類の仕方が妥当なのかどうかということを確認してみたらどうでしょうかということですね。</p> <p>その次に、今度はグレーゾーンが出てくるので、一旦ここに置いてはいるが、これはもしかするとこっちの方に本当は入っておくべきという考え方もあるよね、というところまで見えてくれば、ここで結論を出さなくてもいいのですが、こういうようなグレーゾーンが今後発生するので、この分類軸に沿って、政策的判断だと思いますが、今ここにいても、もしかすると違うところに入るのかもしれないよねというのは来年度以降、また考えていける材料にしていきたい。</p> <p>この3段階で上手く整理をしていただくと、次回の議論が締まるのかなと思したのでよろしくお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>▶かしこまりました。もう一度、議事を確認させていただいた上で、議論しやすいような形で事務局にて資料を作らせていただきたいと思います。ありがとうございます。</p> <p>それでは、最後に事務局でまとめさせていただいてよろしいでしょうか。</p> |
| 久委員長 | <p>・はい、どうぞ。</p> |
| 事務局 | <p>・ご議論ありがとうございました。次回は2月15日、開催場所は市役所2階全員協議会室を予定しており、本日と同様に午前10時からの開催となります。</p> <p>それでは、これもちまして、本日の委員会の方を終了とさせていただきます。</p> <p>長時間に渡り、どうもありがとうございました。</p> |